

外部評価委員会の意見に対する市の考え方

事務事業名	外部評価委員会の意見	市の考え方
リサイクル推進事業 (環境課)	限られた資源の有効活用のため、リサイクルの推進は重要である。今後は新たなリサイクルステーションの設置など事業の拡大が望ましい。	循環型社会の形成に向け、「リサイクル」に代表される3Rに係る施策については、今後も本市において大きなウエイトを占めていく事業であると考えています。平成23年に策定した「みよし市環境基本計画」においても、平成32年度までに資源回収率の5%増と新たなリサイクルステーションの設置を目標としています。今後、資源ごみの回収品目の増やその方法についての検討を進めて行くとともに、当面の間、既存のリサイクルステーションの更なる利用増を図るため、周知、啓発を行っていきます。
総合福祉フェスタ開催事業 (福祉課)	福祉の啓発には重要な事業である。今後もより多くの市民が参加できる事業としてイベント内容を工夫し継続してほしい。	毎年、前年度の反省を踏まえながら事業計画を作成し、総合福祉フェスタ実行委員会に諮り、より多くの方に満足していただけるイベントとしていけるよう、事業内容等を工夫していきます。
健康診査事業 (健康推進課)	事業の必要性は十分にあると思われるが、各種検診の自己負担額の見直し及び受診率を高める方策を検討していただきたい。	各種検診の自己負担額については、今後見直しを検討していきます。自己負担金が増額すると健診(検診)の受診率が減少する可能性もあるため、健康教育等の事業や広報、ホームページ等で健診(検診)受診を啓発していきます。
介護相談員派遣事業 (高齢福祉課)	高齢化社会には重要な事業である。施設入居者のみでなく、市が直接ケアマネージャーを雇用するなど在宅の介護認定者への指導等も望まれる。	現在、訪問を実施している入所型・通所型の施設において、一部で未実施の施設があるため、当面は訪問先の拡充を図ります。在宅の要介護認定者への訪問については、第6期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画期間中(H27～H29年度)に実施できるように検討をしていきます。事業としては、引続きNPO法人との協働事業として行い、毎月開催される当該NPO法人との連絡会にて協議していきます。
勤労青少年ホーム講座・交流活動事業 (生涯学習課)	開所された当時と現在の社会情勢は変化しており、その役割は終わったと思われる。現在の形態での事業は廃止し必要があれば他事業として実施していくべきである。	社会情勢の変化に対応し、対象年齢の引き上げ等見直しを行い実施しています。今後は複合施設が完成するまでは現状を維持し、「勤労青少年ホーム講座事業」については、複合施設においてみよし悠学カレッジ講座運営事業に統合し、勤労者向けの講座として夜間および休日に講座を開催していきます。また、「勤労青少年交流活動事業」におけるクラブ活動については、生涯学習活動団体として活動してもらいます。
文化事業委託事業 (教育行政課)	文化活動は地域にとって不可欠であり、今後もコスト削減に努め実施してほしい。	経費節減に努めながら、文化芸術の各分野で自主的に活動している皆さんの作品発表の機会を継続して提供することにより、本市の文化芸術振興を図っていきます。
プール開放事業 (教育行政課)	市内に公営プールが無く、小学校のプールを一般開放することは止むを得ないが、今後は近隣市町のプールの利用助成等について検討していただきたい。	現在は教育に支障のない夏休み期間を利用して市内小学校3校で学校プールの一般開放を実施しています。身近で使い易く利用者も多いため、今後も学校プールの一般開放を継続する考えです。近隣市町のプール利用助成については、今後検討していきます。
公共駐輪場整備管理事業 (土木管理課)	駐輪場利用者のモラル向上を図ることが重要であるが、地元行政区への管理委託や受益者負担の検討をしていただきたい。	駐輪場の管理は、現在自転車等の整理を「シルバー人材センター」に委託し、これまで適正に管理されています。また、駐輪場の有料化については、土地所有者の了解を得る必要があることや、施設の改修の必要があること、収用台数が不足しているため収用台数を大幅に増やす必要があることなど多くの費用が必要となり、有料化したために迷惑駐輪がさらに増える可能性があることなど多くの検討材料があるため、現段階では利用者に負担をいただくことは考えていません。今後、駅前施設全体の見直し計画の状況を見て検討をしていきます。
里道整備事業 (都市整備課)	里道整備計画を作成しそれに基づき整備を行ってほしい。また、市民の生活基盤としての道路であるため道路整備基金の設置など財源を確保して市が整備を図るべきである。	道路幅員の拡幅など、大規模で用地取得や物件の移設が必要となる里道整備は、整備計画を作成して事業を行っています。「里道」は「道路法が適用されない」法定外公共物であり、「地域」に密着し「地域住民」の利用が主であるため、今後も地域の負担をいただきながら整備を進めていきたいと考えています。
消費生活啓発事業 (産業課)	相談事業は弱者救済の対策として必要不可欠であり行政として実施すべきである。今後はOB職員の活用など、相談員の質の充実を図り、経費の節減にも努めて実施してほしい。	相談事業を実施するには、相談者に適切なアドバイスを行うための専門的な知識及び経験を有する相談員を確保する必要があるため、引き続き外部からの相談員で対応いたします。また、国や県が実施する研修に派遣するなどし、引き続き相談員の質の充実を図ります。